

(別紙 4－2 すけとうだら日本海北部系群)

第 1 対象となる特定水産資源

すけとうだら日本海北部系群

第 2 資源再建計画の期間

令和 4 管理年度から令和23管理年度まで

第 3 暫定管理基準値

- (1) 別紙 2－9 の第 3 の資源管理の目標に定めるとおり、暫定管理基準値は、限界管理基準値である親魚量171千トンとする。
- (2) 別紙 2－9 の第 4 の漁獲シナリオに定めるとおり、暫定管理基準値達成年度は、10年後の令和13年度（2031年度）とし、当該年度に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率は、50パーセントとする。

第 4 資源再建計画において講ずる措置

- (1) 別紙 2－9 に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、令和 2 年度（2020年度）及び令

和３年度（2021年度）の資源評価の結果を踏まえ、次の①及び②の措置を講ずることとする。

① 別紙２－９の第４に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整する。

② 別紙２－９の第５に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることで得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。

(2) すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。

① すけとうだら日本海北部系群を漁獲対象とする主な漁業者団体等が、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条に基づく資源管理協定を締結して取り組んでいる小型魚の漁獲を抑制する資源管理の継続を促進し、当該資源の回復を図ることとする。

② 各地域、漁業種類ごとに、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。

また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。

- (3) 沖合底びき網漁業において、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、すけとうだら日本海北部系群を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛することとする。
- (4) 令和3年度（2021年度）の資源評価結果においては、近年の漁獲圧力の値が最大持続生産量を達成する水準を下回ると評価されたが、資源量は全体的に下方修正されたため、生物学的許容漁獲量が増大していない状況にある。引き続き資源調査等の充実を図ることとする。

第5 資源再建計画の検証の方法

- 1 資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から2年ごとに、資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議（すけとうだら日本海北部系群に係る本則第8の1の資源管理方針に関する検討会及びTAC設定に関する意見交換会（漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。））において説明

し、参加者間で議論を行う。

- 2 検証の結果、必要と認められる場合には、1の会議における議論も踏まえ、計画の見直しその他必要な措置を講ずることとする。

第6 その他

- 1 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。
- 2 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量をいう。）を下回っていることが判明した場合には、別紙2－9の規定に基づき必要な措置を講ずることとする。